

与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 1 日
教育委員会告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 18 年与謝野町条例第 114 号)及び与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 47 号。以下「規則」という。)並びに与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成 18 年与謝野町規則第 38 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助率等)

第 2 条 与謝野町伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の所在する伝統的建造物及び環境物件の所有者に対する補助の種類、補助対象、補助率及び限度額は、別表第 1に定めるとおりとする。

2 前項の規定によりがたい伝統的建造物及び環境物件の修理又は復元に係る当該補助率及び限度額は、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定めることができる。

3 保存地区における伝統的建造物以外の建築物等で、外観を伝統的建造物に準じた、又はこれに類する周囲の伝統的建造物と調和のとれた新築、増築、改築等において、その種類、補助対象、補助率及び限度額は、別表第 2に定めるとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、当該物件を写真、図面等の確実な資料に基づき伝統的建造物及び環境物件に準じて復元する場合は、同項の規定にかかわらず、第 1 項の規定を準用することができる。

(経費の内訳)

第 3 条 前条に規定する経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事費
- (2) 設計費
- (3) 監理費
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める経費

(事業計画書の提出)

第 4 条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする前年の 6 月末日までに次に掲げる書類を添付して教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設計図(仕様書を含む。)
- (3) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の申請及び着工)

第5条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して工事着工2週間前までに教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 配置図及び立面図
- (3) 現状変更設計仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

(補助金の交付決定の通知)

第6条 教育委員会は、前条の補助金の交付申請があったときは、規則第7条の規定に基づき申請者に交付又は不交付を通知する。

(申請事項等の変更)

第7条 交付決定を受けた者は、申請者の記載事項若しくはその添付書類の内容を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなくてはならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定に基づき、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 完成カラー写真
- (4) その他教育委員会が必要と認めるもの

(書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業に係る経費の収支その他事業に関する事項を明らかにする書類を備え付け、補助事業完了の翌年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年9月7日から施行する。

別表1

種類	補助対象	補助率	限度額
主屋	当該物件の外観（これと密接な関係を有する内部を含む）の修理に要する経費（電気設備や内部装飾などは除く）	経費の10分の8以内の額	800万円
土蔵	同上	経費の10分の8以内の額	300万円
廊下、離れ等の附属建物	同上	経費の10分の8以内の額	200万円
社寺建造物	同上	経費の10分の8以内の額	400万円
工作物	同上	経費の10分の8以内の額	100万円
環境物件	同上	経費の10分の8以内の額	100万円

注 工作物とは、漆喰塀・土塀・石垣・小祠・鳥居・狛犬・灯籠・水路・橋等をいう。
環境物件とは、街道のまがり・社叢・樹木などをいう。

別表2

種類	補助対象	補助率	限度額
主屋	当該物件の外観（これと密接な関係を有する内部を含む）の修理に要する経費（電気設備や内部装飾などは除く）	経費の10分の6以内の額	400万円
土蔵	同上	経費の10分の6以内の額	200万円
廊下、離れ等の附属建物	同上	経費の10分の6以内の額	100万円
工作物	同上	経費の10分の6以内の額	50万円

注 工作物とは、漆喰塀・土塀・石垣・小祠・鳥居・狛犬・灯籠・水路・橋等をいう。